

町内会、条件付きで合意

本町通八のラブホテル

「市ラブホテル建築等規制条例」制定のきっかけとなった本町通八番町の「ラブホテル」建築問題は、先月三十日、市の立ち会いの下、地元町内会と建築主との間で、条件付きで建築・営業を認める協定が結ばれました。同ホテルは、規制条例施行以前に建築申請を出していたため、条例の効力が及ばなかったもので、市では、残り四カ所に対して、今回の協定書をモデルにして、話し合いの仲介を努めています。



大西助役の立ち合いで協定を結んだ町内会と建築主

この協定書は、本町通八番町に建築する六階建ての仮称「ラブホテル」の新築工事と完成後のホテル運営について、地元の本町通八番町町内会(株)村岡次郎(会長)と建築主(株)新東興産(村岡社長)との間で合意に達したため、市で立会人として結ばれたもので、営業についても、近隣地域の善良な風俗が乱れ、居住環境、教育環境などが害されることと判断された場合は、立会人の行政指導による勧告をもって話し合い、先行し処置する。など三項目を定めています。

協定書の内容は、地元住民の意向をできるだけ尊重したものとされています。建物については①小路側に二階客室の窓を設けない②隣接の服装専門学校は、四階まで全面に目隠しをする③ネオンは点滅式のケバケバしいものとし④案内板に市では、防災対策に力を入れていますが、新潟地震から一周年を契機に、防災をテーマに論文を募集し、市民の皆さんが、防災対策に力を入れていること、これからの防災対策に役立て、一層充実させたいと考えています。ふるって応募下さい。

防災をテーマに 論文募集

昭和三十九年の新潟地震発生から今年二十年目になり、最近、東海地震がとりざたされていますが、新潟地震当時



給水車に並ぶ市民 (6.16新潟地震)

時、市民の皆さんのすばやい処置により、一般家庭からの出火が全くなかったことは、全国的に高く評価されました。論文を募集し、市民の皆さんが、防災対策に力を入れていること、これからの防災対策に役立て、一層充実させたいと考えています。ふるって応募下さい。

テーマ わが市の町の防災
対象 市民だれでも
応募期限 五月十五日
字数 四百字詰原稿用紙五枚以内
表彰 入選三点に薄謝を差し上げます。
その他 入選作品三本の版権は市に帰属、応募原稿はお返ししません。
応募先 交通防災課(市役所三階千両西堀通六八六六)

建設後も 監視を続ける

田村町内会長は締結後、次のように語っていました。「町内の皆さんは、自分の仕事を放って、反対運動(運動)に長期化や(工事)望むし、建てからも監視していかなくてはならない」

よび建物の所有権や営業権が移転されたとき、新権利者に市でもその効力を持ちます。市では、「市ラブホテル建築等規制条例」施行前の残り四カ所(川端町、本町通九、吉町通十、西堀通十)に

固定資産税 納税通知書を送ります

昭和五十九年度固定資産税の納税通知書が十六日からお送りします。今年から次の点が変わりました。

期	納税	市税	納税
第一期	6月	6月	4月
第二期	8月	7月	5月
第三期	10月	12月	7月
第四期	12月	2月	9月

銀行など金融機関の窓口で預金通帳に併用している印鑑連絡先(納税口座)を(納税口座)に変更する場合は、納税通知書をお持ちになれば、簡単に手続きできます。

防犯灯設置と 集会所建設に補助

市では、防犯灯設置と集会所建設に補助をしています。ご利用下さい。

自治会、町内会またはその連合組織で、地域内の夜間の犯罪防止と、明るく住み良いまちづくりの一環として設置する防犯灯に対し、補助金を交付します。

防犯灯は、自治会等が自主的に設置し維持管理するものです。補助額は一灯当たり八千円を限度とします。

申請期限 五月三十一日
※申請に必要な書類は各区事務所・連絡所、生活課に用意してあります。

集会所建設費補助

自治会、町内会が本年度中に建設(新築、改築、大改修、増築)または購入する集会所に対し、補助金を交付します。

補助額は建設費などの二分の一で、三百五十万円を限度とします。

※集会所建設に関する書類は、生活課にあります。



私の散歩道 沼垂下町商店街

「私の散歩道」は投稿多数のため、掲載までかなりの日数がかかります。ご了承ください。

「私の散歩道」は投稿多数のため、掲載までかなりの日数がかかります。ご了承ください。

知っておきたい魚の知識

4月24日(日)午前10時正
会場 中央公民館
申し込み 電話で市消費生活センター(28-181)へ
先着四十五人

今年(昭和五十九年)の交通事故(1/100)

	合計	前年比
件数	341件	+41件
死者	2人	±0人
傷者	400人	+37件

小学生の皆さんへ「環境を守るポスター」募集
テーマ ①空気が汚れたり、いやな臭いを出したり、うるさい音を出したりして、私たちの身体やまわりのいろいろな生き物に害を与え、多くのひとに迷惑をかけるようになるには、どうしたらよいか ②海、山、川、湖など自然を大切に守るにはどうしたらよいか ③私たちの住んでいる町はどんな環境にしたいか(理想の町を表現してもよい) 作品規格 38.4cm×54.7cm(色は何色使ってもよい)
表彰 金賞1人 銀賞2人 銅賞3人 佳作20人(いずれも賞状と図書券)
応募先 5月15日までに作品の裏に名前(ふりがな)、学校名・学年・組・住所、自宅の電話番号を記入して環境対策課(市役所6階千両西堀通6-866)へ
※作品展示 6月5-11日、市役所外廊

電話案内

市役所	28-1000
教育委員会	25-1000
体育課	67-1834
火災の場所を知りたいとき	24-1111
東保健所	43-5311
石山地区保健センター	86-4450
鳥屋野地区保健センター	85-2373
北地区保健センター	59-7332
西保健所	66-5171
西地区保健センター	62-3405
坂井輪地区保健センター	60-3255